

法務局地図作成事前作業

対象地域 宇都宮市大和二丁目，宮本町，八千代一丁目，二丁目
双葉二丁目，三丁目の地域
(別図参照)

作業期間 平成29年9月から平成30年3月まで

作業内容 法務局に備え付けている公図と，現地における土地の形状を対比
確認し，正確な測量を行う上で必要な基準点の設置を行います。

計画機関 宇都宮地方法務局

作業機関 公益社団法人栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

☆地図の作成作業にご協力をお願いします。

宇都宮地方法務局では，不動産登記法に基づき，境界の位置を復元することが
できる精度の高い地図を作成するために必要な基準点の設置を行います。

対象地域に土地を所有する皆様及び関係者の皆様には，作業期間中，作業機
関である栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の会員が皆様方の所有地等
に立ち入る場合がありますので，ご協力をお願いします。

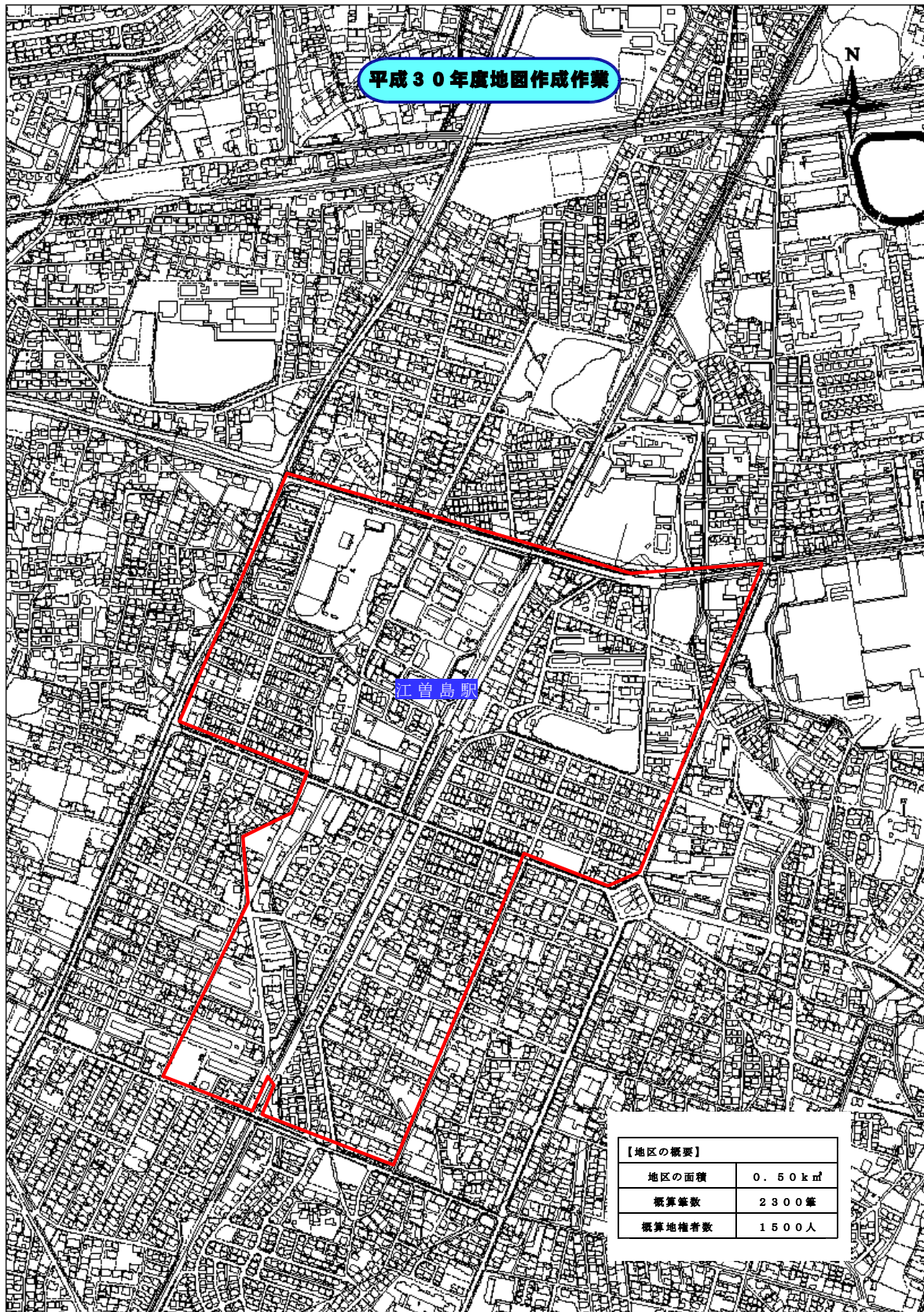
【お問い合わせ・連絡先】

〒320-8515 宇都宮市小幡2丁目1番11号

宇都宮地方法務局不動産登記部門地図整備室

TEL 028-643-6868(直通) 担当 黒川

(別 図)



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平28情使, 第1267号)